

平成21年度雇用失業統計研究会（第3回）

会 議 次 第

平成22年3月10日（水）

総務省統計局6階特別会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 実労働時間の適切な把握について

(2) 雇用契約期間の実態把握について

(3) 就業と結婚，出産，子育て，介護等の関係を分析するための集計事項について

(4) その他

3 閉 会

<配布資料>

資料1 労働時間の把握について

資料2 雇用契約期間の把握について

労働時間の把握について

1 趣旨

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において、「実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯サイドの雇用・労働関係の統計調査において、ILOの国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討する。」とされた。

また、現在の労働力調査では月末1週間の週間就業時間を調査しているが、年によって祝日やその振替休日が含まれることや曜日構成が変動する影響があるため、平均週間就業時間等の対前年同月比や年平均結果をみる場合は注意が必要とされている。

これらを踏まえ、雇用・労働関係の統計調査において、労働時間関連の調査事項の見直し及び実労働時間の推計方法について検討する。

2 海外の動向

平成20年にILO第18回国際労働統計家会議が開催され、労働時間の測定に関する決議の中で、各国において就業時間をより詳細に把握することが求められた。

○労働時間の測定に関する決議で把握すべきとされている事項

- ・年間総実労働時間
- ・(すべての仕事に関する)就業者1人当たり平均年間実労働時間
上記が不可能であれば
- ・(すべての仕事に関する)就業者1人当たり週当たり平均実労働時間

○上記について、分析すべきとされている属性

- ・性別、従業上の地位別、年齢別、産業別、制度部門別
- ・その他として、教育、職業、労働時間設定、フォーマル/インフォーマルのセクター別、就業状態別

※現在の対応状況

調査している項目

- 月末1週間の週間就業時間（労働力調査）
- ふだんの週間就業時間（就業構造基本調査、社会生活基本調査）

分析可能な項目

- 男女別、従業上の地位別、年齢別、産業別、職業別（労働力調査）

(案2) 月末1週間の1日当たりの平均労働時間(所定外の実労働時間を含まない)に、1か月間の所定外の実労働時間を加えて推定

- ・ 月末1週間の1日当たりの平均労働時間(所定外の実労働時間を含まない) =
 $(\text{月末1週間の労働時間} - \text{月末1週間の所定外の実労働時間}) \div \text{月末1週間に仕事をした日数}$
 - ・ 1か月間の推定実労働時間 =
 $\text{月末1週間の1日当たりの平均労働時間(所定外の実労働時間を含まない)} \times \text{1か月間に仕事をした日数} + \text{1か月間の所定外の実労働時間}$
- ※ は新たに把握する必要がある事項

(設問イメージ)

問1 あなたの性別についてお答えください 男性 女性

問2 あなたの年齢についてお答えください (平成22年●月×日現在) 歳

問3 月末1週間に仕事をしたかどうかについてお答えください
※仕事とは、収入をとるような仕事をいい、自家営業の手伝いや内職も含めます

<input type="checkbox"/> おもに仕事 <input type="checkbox"/> 通学のかたわらに仕事 <input type="checkbox"/> 家事のかたわらに仕事	仕事を少しもしなかった人のうち <input type="checkbox"/> 仕事を休んでいた <input type="checkbox"/> 通学 <input type="checkbox"/> 仕事を探していた <input type="checkbox"/> 家事 <input type="checkbox"/> その他
--	---

問4 月末1週間に仕事をした時間についてお答えください
※副業・内職・臨時の仕事などをした時間も、すべて含めてください 時間

問5 月末1週間に所定外の実労働(早出、残業、休日労働など)をした時間についてお答えください 時間

問6 月末1週間に仕事をした日の合計についてお答えください
※1時間でも仕事をした日は含めてください 日

問7 当月1か月間に所定外の実労働(早出、残業、休日労働など)をした時間についてお答えください 時間

問8 当月1か月間に仕事をした日の合計についてお答えください
※1時間でも仕事をした日は含めてください 日

問9 勤め先での従業上の地位についてお答えください
※臨時雇の人とは、雇用契約期間が1か月以上1年以下の人
 ※日雇とは、雇用契約期間が1か月未満の人をいいます
 ※自家営業主とは、個人経営の商店主や農業主などをいいます

<input type="checkbox"/> 常雇の人	<input type="checkbox"/> 日雇の人	<input type="checkbox"/> 自家営業主
<input type="checkbox"/> 臨時雇の人	<input type="checkbox"/> 会社などの役員	<input type="checkbox"/> その他

問10 勤め先での呼称についてお答えください

<input type="checkbox"/> 正規の職員・従業員	<input type="checkbox"/> アルバイト	<input type="checkbox"/> 契約社員・嘱託
<input type="checkbox"/> パート	<input type="checkbox"/> 労働者派遣事業所の派遣社員	<input type="checkbox"/> その他

(長所)

○月末1週間と1か月間の所定外の実労働時間(残業時間)を捉えることで、案1に比べて精度が向上すると考えられる。

(短所)

○1か月間の所定外の実労働時間(問7)については、正確な回答が得にくい可能性がある。

(2) 実労働時間として把握すべき範囲について

労働力調査	ILO第18回国際労働統計家会議における「労働時間の測定に関する決議」
<p>【実労働時間に含まれるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入を目的とする仕事に直接関係する活動 ・農業における肥料の運搬・農機具の手入れなど農業経営に直接つながる作業をした時間 ・本業のほか副業・内職・家業の手伝い・臨時の仕事・アルバイトなどをした時間 <p>【実労働時間に含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅と職場との間の通勤時間 ・食事時間等の休憩時間 ・自分の家の家事・無報酬の奉仕作業などをした時間 	<p>【実労働時間に含まれるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産活動に関連して費やされる時間 ・仕事着を着るための着替え時間、仕事場の清掃 ・オンコール職務： 職場に呼び戻される瞬間から費やした時間、必要な移動時間（例えば家から仕事場まで）も含まれる。 ・仕事場所間の移動時間 ・仕事に必要とされる訓練 ・短時間の休息又はコーヒータイム等の休息時間 <p>【実労働時間に含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅と職場との間の通勤時間 ・食事時間等の休憩時間 ・仕事に必要とされていない教育活動に費やされる時間

4 研究会での主な意見

- ・「月末1週間の労働時間」を活用して推計を行う場合、祝日等の影響を受ける。このため、その月（あるいは週）に何日休んだかという情報は有用
- ・時間単位の休暇まで把握することについては、女性による時間休の利用の増加も考えられ、有用ではあるが、把握が難しいこともあり、現段階ではそこまでは必要ないのではないか。

5 対応の方向性（案）

労働力調査の労働時間関連の項目の充実を視野に入れ、試験的な検証（アンケートの実施等）を行い、その結果を踏まえつつ、引き続き実労働時間の把握方法、推計方法について検討する。

平成 21 年度雇用失業統計研究会（第 3 回）議事概要

- 1 日 時 平成 22 年 3 月 10 日（金） 10:00～12:00
2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階 特別会議室
3 出席者 玄田有史座長、黒田祥子委員、小杉礼子委員、篠崎武久委員、山本勲委員、小川誠委員（厚生労働省雇用政策課長）
総務省統計局：駒形統計調査部長、千野調査企画課長、栗原労働力人口統計室長、野原補佐、佐藤補佐、ほか

4 議 題

- (1) 実労働時間の適切な把握について
- (2) 雇用契約期間の実態把握について
- (3) 就業と結婚、出産、子育て、介護等の関係を分析するための集計事項について
- (4) その他

5 議事の概要

(1) 実労働時間の適切な把握について

○事務局より資料に基づき、実労働時間の適切な把握について説明。

主な意見は次のとおり。

- ・新規に追加する項目はできる限り少ない方がよいだろう。検証のためのアンケートの実施には賛成。「休んだ日数」と「働いた日数」のどちらを答えてもらった方がよいのか難しいが、休日を答える方が回答者は楽なのではないか。
- ・案 2 の「所定内」「所定外」という言葉が調査対象者に正しく理解されるか、懸念がある。
- ・所定外といった場合、管理職は残業という概念がないので、但し書きが必要だ。
- ・案 2 だと時間を何度も聴かれる形になるので、負担感は強い。
- ・案 1 の月末に残業が多くなるような職種の場合、月末 1 週間のデータだけでは正確な推計ができない可能性があるという点について、本当にそうしたケースがあるのか確認するため、できればアンケートの段階で期首、期中、期末別に聞くことができればよいが。それが無理ならば、「週によってばらつきがありますか」などの質問を入れてはどうか。
- ・アンケートを行う際には可能な限り様々なパターンでやってみて、記入者の負担感や精度などを比較検討した上で、最終判断をすればよい。
- ・労働時間関連の新規項目を追加する場合、基礎調査票はあくまでも客観情報を調べるためという位置付けにすることも一つの整理の仕方（意識を問う基礎調査票項目「13 転職などの希望の有無」などの扱いについて今後更に検討すべき）。

(2) 雇用契約期間の実態把握について

○事務局より資料に基づき、雇用契約期間の把握について説明。

主な意見は次のとおり。

- ・対応方向の整理としてはこれでよいが、今後も、雇用契約状況の継続的なフォローアップが必要と思われる。
- ・現在、従業上の地位における常雇には、雇用契約期間に定めが無い者と 1 年以上の者が含まれている。可能であれば定めが無い者がどれだけいるのかの情報が欲しい。
- ・その辺りを詳細に把握することは、世帯調査では難しいのではないか。

(3) 就業と結婚、出産、子育て、介護等の関係を分析するための集計事項について

○就業構造基本調査を用いた、結婚、育児、家族の介護・看護関連の集計事項について意見交換を実施。

主な意見は次のとおり。

- ・働いている人の中で、育児・介護を行う者の割合を見ることも必要。
- ・要介護者のいる世帯の中で、仕事を辞めた者の割合と、その時系列的な推移を見ることは有用ではないか。
- ・前の仕事を辞めた理由と、正規から非正規への雇用形態の変化のクロス表などは興味深い分析ができるのではないか。
- ・分析上は、年齢、世帯構成、前職の離職理由が重要だろう。
- ・育休を利用している者の状況が分かるようにすることが望ましい。
- ・結婚をした年齢や要介護者の有無といった質問項目が欲しい。男性の正社員化と結婚についての何らかの因果関係があるとも言われる。
- ・就業時間の調整（減少）希望者に対し、その希望理由（子育て、介護等）を質問する仕組みが望ましい。